

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和4年12月6日

岩手県知事 達増 拓也 殿

岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85番地4
紫波町商工会 会長 橘 富雄

岩手県紫波郡紫波町中央駅前二丁目3番地1
紫波町長 熊谷 泉

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：目黒 紳悟

(別表1)

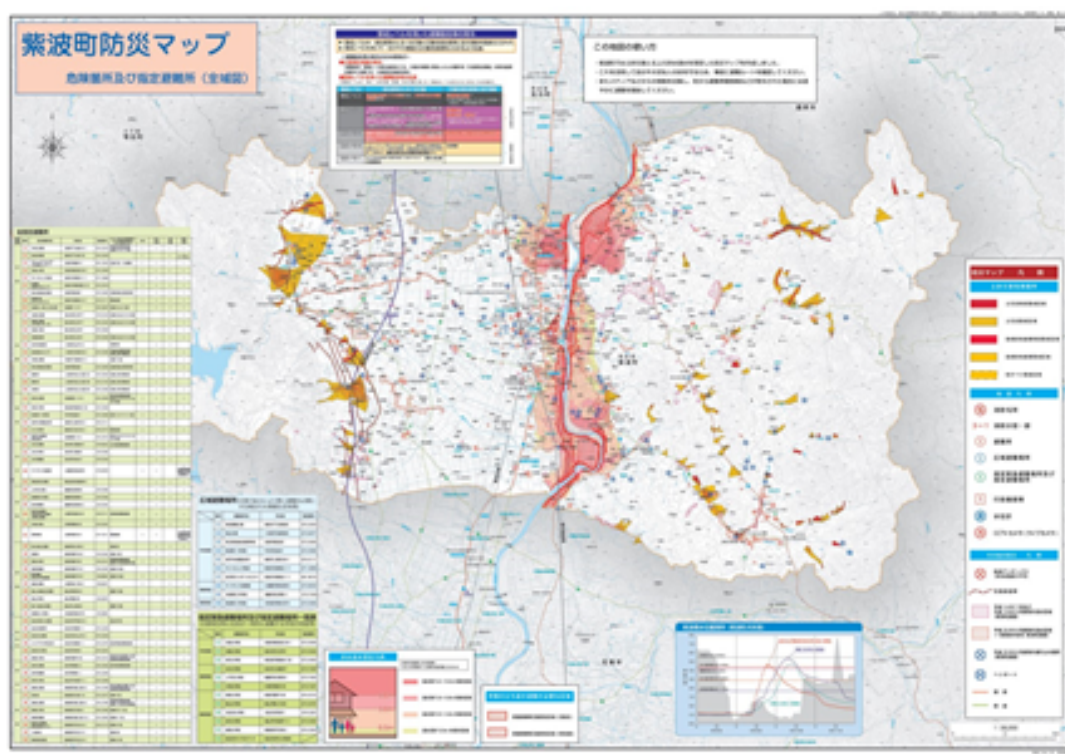
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

当町では自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から「紫波町防災マップ（ハザードマップ）」を作成し、次のような災害の発生を想定している。



【洪水：ハザードマップ】

当町の中央部には北上川が南北に流れ、その流域に沿うように中央部の中心市街地と東部の田園地帯が続いている。当町のハザードマップによると、当会の事務所及び大半の会員事業者が立地する紫波町中央部では 0.5m～3mの浸水、製造業や建設業、自動車整備工場を中心とした事業所が多く立地する紫波町東部地域では、最大で5m～10m未満の浸水が予想されている。

【土砂災害：ハザードマップ】

当町のハザードマップによると、東根山や新山等がある山沿いの西部地区は、土石流警戒区域が多く、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、ゴルフ場や温泉施設等の観光娯楽施設の他、飲食店や小売店、製造業が点在している。

【地震：J-SHIS】

当町に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層群北部（花巻断層帯）地震及び北上低地西縁断層群南部（出店断層帯）地震を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震や過去の最大クラスの地震を想定している。

また、地震ハザードステーションの防災地図（J-SHIS Map）によると、当会が立地する中心部では震度5弱以上の地震が今後30年間で67%以上の確率で発生するとされている。

【台風による被害など】

当町の過去の災害の発生は、台風による被害、気象条件（異常気象）による被害が多く、平成19年9月の台風9号による大雨洪水で、人的被害1名（水死）、床上浸水23戸、床下浸水55戸、非住家床上浸水44棟、非住家床下浸水36棟、水田冠水86ha、道路崩壊等90箇所、河川護岸崩壊等30箇所の被害を受けた。また、平成25年に発生した集中豪雨では、人的被害2名（軽傷）、床上浸水61戸、床下浸水200戸、非住家浸水152棟、農作物冠水被害188.5ha、道路崩壊等317箇所、河川護岸崩壊等301箇所、被害復旧事業見込額約3,760,835千円と大きな被害を受けた。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。しかし、新型コロナワクチンによる予防接種や飲食店や小売店等に対する新型コロナウイルス感染症対策補助金による支援等の対策を行うことで重症化の阻止と蔓延防止を図っている。

（2）商工業者の状況（資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス」）

- ・商工業者数 932者
- ・小規模事業者数 732者

■内訳

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況
建設業	117	107	町内に広く分散している
製造業	73	58	北上川東部に多い
卸・小売業	290	191	中央部に多い
飲食・宿泊業	93	73	中央部に多い
サービス業 その他	359	303	中央部が比較的多いが町内に広く点在している
合計	932	732	

（3）これまでの取組み

1）当町の取組み

①地域防災計画の策定

紫波町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、紫波町防災会議において策定している。町、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災対策に万全を期するために必要な災害予防対策、応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

②防災備品の備蓄

紫波町地域防災計画に基づき、町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保に努めるとともに、住

民及び事業所における物資の備蓄を促進している。

③紫波町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、町全体の態勢を整備するため、紫波町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を行っている。感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護することと町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的としている。

④戸別受信機の貸し出し

携帯電話・スマートフォン等から防災情報を受け取ることができない世帯（携帯電話などのメールやアプリを操作できない場合や、携帯電話などを持つ同居家族が就労などにより一時的に不在となる場合も含む。）に対して、気象警報や避難情報などの緊急情報のほか、火災や熊目撃などの行政情報をお知らせする受信機を無料で貸し出している。

2) 当会の取組み

①事業者BCPに関する国の施策の周知と計画策定支援

国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」等のリーフレットが発行される都度、小規模事業者配布することで、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。また、事業者が計画を策定する際にも支援も行い、策定・申請の支援を行っている。

②損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し普及・加入促進を行っている。

③災害時における会員被災状況の収集

これまで、東日本大震災を始めとした台風等の自然災害の際は、会員事業者の被災状況について情報を収集し、岩手県商工会連合会並びに紫波町へ報告している。

II 課題

小規模事業者の防災対策への支援における課題は、以下のとおりである。

①事業者BCPの策定が進んでいない

事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する町全体の取組状況はいまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化しておらず、特に自力での取組に限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

②策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

③応急対策に関する町と商工会の連携体制が整っていない

現状では、それぞれ事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。

Ⅲ 目標

紫波町地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後の素早い復旧等の対策について、町、商工会が一つになって取り組むこととし、特に、町内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

①町内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当町、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

③速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

紫波町商工会と紫波町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

紫波町地域防災計画及び紫波町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

町内小規模事業者に対するBCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

①ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回指導の際に紫波町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

②広報等による啓発活動

商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④新型コロナウイルス感染症に関する周知

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する等、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

■財産のリスク

- 火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■休業のリスク

- 事業主・従業員の休業所得補償
- 災害に伴う営業損失補償

■経営のリスク

- 取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え
- 事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え
- 廃業・退職後の生活資金積立
- 従業員の退職金積立

- 自動車のリスク
 - 自動車運行に伴う事故の賠償補償
- 労災事故のリスク
 - 業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会の「危機管理マニュアル」を、令和5年3月を目途に作成する。

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) フォローアップ

町内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。また、当会と当町で定期的に会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（令和元年台風第19号及び平成23年東日本大震災クラス）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

①発災後3時間以内に職員の安否を報告

当町のBCP又は当会の危機管理マニュアルに従い、それぞれ安否確認を行う。安否確認の際には、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
紫波町商工観光課	【職員】発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認
紫波町商工会	【職員】発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 【正副会長】3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 【役員】1日以内に携帯電話にて確認 【会員】5日以内に会員安否を確認

②安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後3時間以内には、当町、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
紫波町商工観光課	課長	副課長もしくは係長
紫波町商工会	事務局長	上席の経営指導員

③新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、紫波町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

■被害規模の目安

大規模な被害がある	・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

■被害情報等の共有間隔

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月～3ヶ月	1週間に1回共有する
3ヶ月以降	1月に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

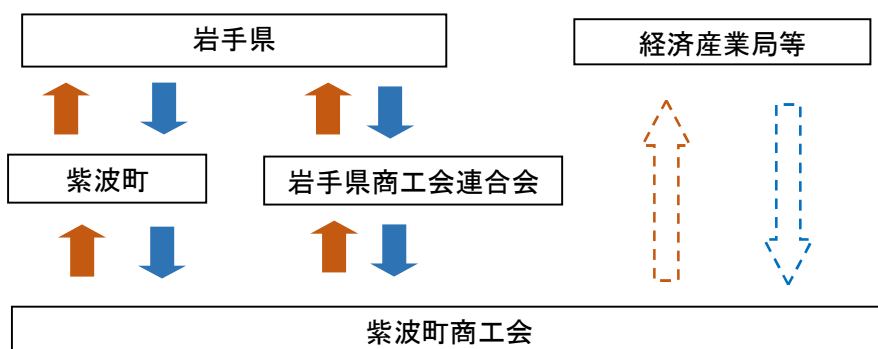
発災時に町内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を岩手県の指定する方法にて当会又は当町より岩手県へ報告する。

■連絡体制図



2) 共有した情報の報告方法

当会と当町が共有した情報を、当会は岩手県商工会連合会へ、当町より岩手県へ報告する。
なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメールで報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

①相談窓口の開設

当会は町と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

また、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

②被害状況の把握と被災事業者施策の周知

地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により町内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

○岩手県及び紫波町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

○被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会等に相談する。

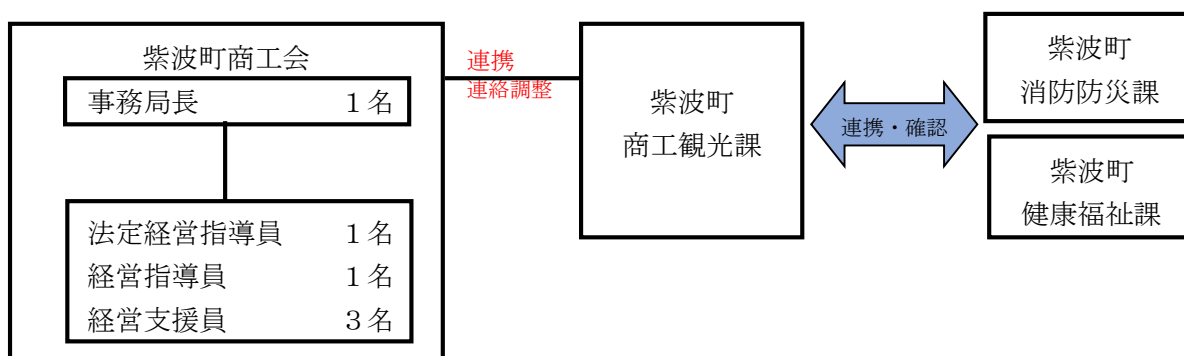
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名: 目黒 紳悟

■連絡先: 紫波町商工会 TEL: 019-672-2244

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

商工会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

〒028-3305

岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏 85-4

紫波町商工会

Tel: 019-672-2244 Fax: 019-672-2316

Mail: shiwa@shokokai.com

②関係市町村

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3-1

紫波町 産業部商工観光課

Tel: 019-672-2111 Fax: 019-672-2311

Mail: kanko@town.shiwa.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ、チラシ作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、紫波町補助金、岩手県補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携者なし
連携して事業を実施する者の役割
連携者なし
連携体制図等
連携者なし